

令和3年9月15日

〔 各 府 省 官 房 長 等  
各 行 政 執 行 法 人 の 長  
日 本 郵 政 株 式 会 社 人 事 部 長 〕 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「特定疾病に係る災害の認定手続等について」の一部改正  
について（通知）

「特定疾病に係る災害の認定手続等について（平成20年4月1日職補一115）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年9月15日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1 特定疾病の認定手続関係 1 補償事務主任者から実施機関への報告 補償事務主任者は、その所管に属する職員について、 <u>「災害補償制度の運用について（昭和</u>	第1 特定疾病の認定手続関係 1 補償事務主任者から実施機関への報告 補償事務主任者は、その所管に属する職員について <u>特定疾病に該当する災害が発生したと思</u>

48年11月1日職厚一905  
人事院事務総長)」(以下「運用通達」という。)第2(公務上の災害の認定関係)の2の(4)に定める特定疾病に該当する災害が発生したと思料する場合には、人事院規則16—0(職員の災害補償)第20条の報告のために詳細な事実関係、医師の所見の把握を行うに先立ち、公務上の災害又は通勤による災害の可能性の有無の判断に必要な範囲の事実関係の把握をできる限り速やかに行うようにし、それが公務上の災害又は通勤による災害に該当する可能性があると思料するときは、直ちに次に掲げる事項を実施機関に報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 災害の概要報告

人事院規則16—0(職員の災害補償)第20条の規定による報告は、運用通達第7(公務上の災害又は通勤による災害の

料する場合には、人事院規則16—0(職員の災害補償)第20条の報告のために詳細な事実関係、医師の所見の把握を行うに先立ち、公務上の災害又は通勤による災害の可能性の有無の判断に必要な範囲の事実関係の把握をできる限り速やかに行うようにし、それが公務上の災害又は通勤による災害に該当する可能性があると思料するときは、直ちに次に掲げる事項を実施機関に報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 災害の概要報告

人事院規則16—0(職員の災害補償)第20条の規定による報告は、「災害補償制度の運用について(昭和48年11月

報告及び通知関係)の1に定めるところによるほか、次に掲げる疾病の種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより行うものとし、実施機関は、補償事務主任者からこの報告を受けた場合には、速やかにその内容を人事院事務総局職員福祉局に報告するものとする。

(1) 心・血管疾患及び脳血管疾患

「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について（令和3年9月15日職補一266人事院事務総局職員福祉局長）」別添2の心・血管疾患及び脳血管疾患の簡易認定調査票の次のアからオまでに掲げる欄に所要事項を記載し、又は必要な資料を添付して行うものとする。

ア・イ (略)

1日職厚一905人事院事務総長)」(以下「運用通達」という。)第7(公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係)の1に定めるところによるほか、次に掲げる疾病の種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより行うものとし、実施機関は、補償事務主任者からこの報告を受けた場合には、速やかにその内容を人事院事務総局職員福祉局に報告するものとする。

(1) 心・血管疾患及び脳血管疾患

「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について（平成13年12月12日勤補一323人事院事務総局勤務条件局長）」別添2の心・血管疾患及び脳血管疾患の簡易認定調査票の次のアからオまでに掲げる欄に所要事項を記載し、又は必要な資料を添付して行うものとする。

ア・イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「発症前1週間の勤務状況の詳細」、「発症前1か月間の勤務状況の詳細」及び「発症前6か月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び交替制勤務、宿日直勤務、出張等の状況を記載すること。なお、別添「発症前1週間の勤務状況調査票」、「発症前1か月間の勤務状況調査票」及び「発症前6か月間の勤務状況調査票」は添付しなくとも差し支えない。）

エ・オ (略)

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「発症前1週間の勤務状況の詳細」、「発症前1か月間の勤務状況の詳細」及び「発症前6か月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び交替制勤務、宿日直勤務、出張、公務外出等の状況を記載すること。なお、別添「発症日及び発症日前1週間の勤務状況調査票」、「発症日前1か月間の勤務状況調査票」及び「発症日前6か月間の勤務状況調査票」は添付しなくとも差し支えない。）

エ・オ (略)

(2)～(5) (略)

4～8 (略)

以 上